

○建設工事等からの暴力団関係者の排除について

那須塩原市と那須塩原警察署は、那須塩原市が発注する建設工事等から暴力団関係者を排除するため、「那須塩原市が発注する公共工事等からの暴力団関係者の排除に関する合意書」を締結いたしました。

また、この合意に先立ち、那須塩原市建設工事等指名停止基準を合意内容に即して改正いたしました。

【合意書】

1 合意の概要

- (1) 市発注の建設工事等において、請負者が暴力団関係者から不当介入を受けたとき、請負者は警察署へ通報し那須塩原市に報告することとなります。
- (2) 那須塩原市と那須塩原警察署は、請負者から通報又は報告を受けたときは、相互に緊密な連絡を取り合います。
- (3) 請負者が警察署への通報及び那須塩原市への報告を怠ったときは、「不正又は不誠実な行為」として建設工事等の指名停止の措置が講じられます。

2 適用時期

平成22年7月16日から

【指名停止基準】

1 改正の概要

- (1) 市が、暴力団関係者であることを事由に指名停止を行うときは、あらかじめ那須塩原警察署の意見を聴きます。
- (2) 市発注工事の受注者は、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは警察への通報及び市への報告をしなければなりません。これを怠ると指名停止の措置がとられます。

(3) 有資格業者の代表役員及び一般役員が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときは指名停止の措置がとられます。

(4) 有資格業者の代表役員及び一般役員が、相手方が暴力団関係者であることを知りながら、不当に利用したと認められるときは指名停止の措置がとられます。

※ 暴力団関係者に関しては、改正前から「代表役員等及び一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められるとき」「代表役員等及び一般役員等が、業務に関し不正に利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を利用したと認められるとき」「代表役員等及び一般役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき」について指名停止の措置が定められていたところ、上記(3)、(4)が追加されました。

(5) 指名停止の措置がとられたときは、措置の対象となった有資格業者の名称等が公表されます。

2 適用時期

平成22年6月28日から

那須塩原市が発注する公共工事等からの暴力団関係者の排除に関する合意書

那須塩原市が発注する建設工事の他、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品・資材調達等及び公有財産売却等の契約（以下「公共工事等」という。）からの暴力団関係者（組織又は集団の威力を背景に集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者をいう。以下同じ。）の排除を徹底するため、那須塩原市長（以下「甲」という。）と栃木県那須塩原警察署長（以下「乙」という。）は、公共工事等からの暴力団関係者の排除の手続きについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、公共工事等からの暴力団関係者の排除を徹底するにあたり、甲と乙とが緊密に連携するために必要な事項について定めるものとする。

（報告義務）

第2条 那須塩原市は、公共工事等において、契約者が暴力団関係者による不当要求又は不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該契約者に対し、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び那須塩原市に報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付け、これを怠った場合の措置を講じるものとする。

（意見聴取）

第3条 甲は、那須塩原市財務規則第74条第1項に規定する入札参加資格を有するものとして那須塩原市入札参加有資格業者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が、那須塩原市建設工事等指名停止基準（以下「基準」という。）第2条第1項に定める別表22の項から26の項までの各項に該当するか否かについて、別記様式第1号により乙の意見を聴くことができる。

（意見）

第4条 乙は、前条の規定による照会があったときは、有資格業者が基準第2条第1項に定める別表22の項から26の項までの各項に該当するか否かを確認し、別記様式第2号により甲に意見を述べるものとする。

（通知）

第5条 乙は、第3条による照会がない場合においても、有資格業者が基準第2条第1項に定める別表22の項から26の項までの各項に該当すると認める事実を確認した場合、又は公共工事等の契約者が当該契約に関して暴力団関係者による不当介入の通報義務を怠ったと認めたときは、別記様式第3号により甲に通知す

るものとする。

(排除要請)

第6条 乙は、前2条に該当すると認める意見又は通知をするときは、当該意見又は通知に併せて、排除要請を行うものとする。

(指名停止措置等の結果通知)

第7条 甲は、基準に基づき指名停止措置を行った場合は、別記様式第4号により乙に通知するものとする。

(公表)

第8条 甲は、指名停止措置を行った有資格業者の氏名等を公表するものとする。

(相互の協力)

第9条 甲と乙は、那須塩原市が発注する公共工事等の契約者から、当該契約に関して暴力団関係者による不当介入の報告又は通報を受けたときは、別記様式第5号又は別記様式第6号により相互に通知するものとする。

2 甲と乙は、本合意書の規定による意見聴取等に係る個人情報 を適正に管理し、当該個人情報は、那須塩原市が発注する公共工事等から暴力団関係者の排除を行う目的以外の目的のため使用しないものとする。

(その他)

第10条 この合意書に疑義が生じたとき又はこの合意書に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この合意書は、平成22年7月16日から施行する。

以上のおおりに合意した証として、この証書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年7月16日

甲 那須塩原市長 栗川 仁

乙 那須塩原警察署長 君嶋 賢